

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

(平成 19 年法律第 59 号 平成 19 年 10 月 1 日施行)

上記法律が施行され、目的は、

地域公共交通は地域の経済社会活動の基盤であり、高齢者等の地域住民の移動手段の確保、活力ある都市活動の実現・観光振興による地域活性化、地球温暖化等の環境問題への対応等我が国の重要な諸問題への的確な対応のため創設され、地域の日常生活の移動を適切に確保するための地方バス路線や地方鉄道に対するそれぞれの支援方策と一体的に連携して、地域の多様な要望に応えるため、この法律を活用し、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、等の事業に地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進するもの。

○ 法定協議会とは、名前の通り法律で定まっております、

地域公共交通に関わる多様な主体が、その最適なあり方について総合的に検討、合意形成を行い、その合意がなされた取組を実現するために、各主体間の意見調整を図る場であり、地域の関係者が一体となって地域公共交通の活性化及び再生を推進する上で中心的な役割を担うもの。

○ 協議会の構成員には、

計画等を作成する市町村、関係する公共交通事業者、道路管理者、港湾管理者に加えて、必要に応じて関係する都道府県、公安委員会、住民、公共交通の利用者のほか、商業施設、地元企業、病院、学校、観光事業者等の多様な主体が参画し、活発な議論を行い、それぞれが相互に連携、協力をしつつ、主体的に地域公共交通の活性化及び再生に取り組むことが重要である。

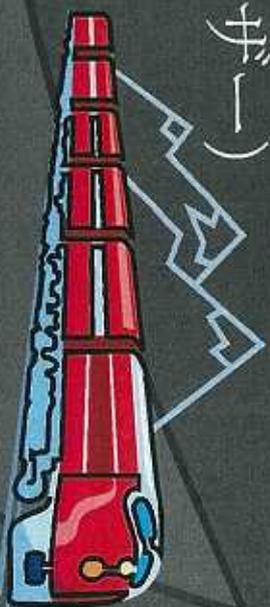
では、市町村の役割は、地域の実情に応じた、地域にとって最適な公共交通のあり方について、自らが中心となって、又、他の市町村と連携して、関係する公共交通事業者、道路管理者、港湾管理者、公安委員会、住民その他の地域の関係者と検討、合意形成を図り、合意がなされた取組の実施に向けて、地域の関係者と連携しつつ、主体的に取り組まなければならない。

公共交通事業者の役割は、利用者の視点に立ち、地域において合意がなされた取組を着実に実施するとともに、自ら又は他の公共交通事業者と連携して提供する運送サービスの質の向上に努めなければならないと同時に、サービスに係る情報について、外国人観光客を含めた利用者が利用しやすく、分かりやすい情報の提供に努めるだけでなく、利用者利便のさらなる向上の観点から、旅客の乗継情報等の他の公共交通事業者のサービスに関する情報など地域公共交通全体を利用しやすくする情報提供に努めることが望ましい。

住民、公共交通の利用者その他の関係者の役割は、運送サービスを利用するという受け身の立場だけでなく、地域の関係者の一員として、主体的に、地域公共交通の活性化及び再生に向けた検討に参加するとともに、公共交通の積極的な利用や住民間における公共交通の利用促進についての意識の伝達、さらには、住民による公共交通の維持・運営等、それを支える取組を行うよう努めることが求められ、商業施設、地元企業、病院、学校、観光事業者等の地域の企業や施設についても、その活性化及び再生を支える担い手として、積極的に取り組むよう努めることが求められています。

しなの鉄道で考えられること

- 列車増便による利用者増
- 自治体、商工団体等による鉄道車両の借上げ
- バス等との乗継円滑化
- 中軽井沢駅・小諸駅の改築
- バリアフリー化
- 車両更新
- 自治体広報紙によるPR
- 駅賑わい創出（駅前広場バザー）



しなの鉄道活性化協議会規約

(目的)

第1条 しなの鉄道活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、上田市大手一丁目11番16号上田市役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要と認めること

(組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監査委員 2人

3 役員は委員の互選により選任する。

(役員の職務)

第5条 会長は協議会を代表し、その会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

3 監査委員は、協議会の出納監査を行うとともに、その監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

- 4 会議の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、会議の出席を求めることができる。
- 7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第8条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、上田市都市建設部地域交通政策課に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長、事務局員を置き、事務局長には上田市都市建設部地域交通政策課長、事務局員には地域交通政策課職員及びしなの鉄道㈱経営企画課職員をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第10条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年 2月16日から施行する。

別表1（第4条関係）

区 分	構 成 団 体 名	委 員	備 考
行政機関	長 野 市	企画政策部交通政策課長	
	上 田 市	都 市 建 設 部 長	
	小 諸 市	総 務 部 長	
	佐 久 市	建 設 部 長	
	千 曲 市	企 画 部 企 画 課 長	
	東 御 市	産 業 建 設 部 商 工 観 光 課 長	
	軽 井 沢 町	企 画 課 長	
	御 代 田 町	企 画 財 政 課 長	
	坂 城 町	建 設 課 長	
	長 野 県	企 画 部 交 通 政 策 課 長	
商工団体	長 野 商 工 会 議 所	副 会 頭	
	長 野 商 工 会 議 所 篠 ノ 井 支 部	支 部 長	
	上 田 商 工 会 議 所	専 務 理 事	
	小 諸 商 工 会 議 所	専 務 理 事	
	佐 久 商 工 会 議 所	副 会 頭	
	千 曲 商 工 会 議 所	専 務 理 事	
	軽 井 沢 町 商 工 会	会 長	
	御 代 田 町 商 工 会	会 長	
	東 御 市 商 工 会	会 長	
	坂 城 町 商 工 会	会 長	
観 光	しなの鉄道沿線観光協議会	事 務 局 長	
住 民	長 野 市 公 共 交 通 活 性 化 ・ 再 生 協 議 会		
	上 田 市 公 共 交 通 活 性 化 協 議 会		
	小 諸 市 コ ミ ュ ニ テ ィ ー 交 通 協 議 会		
	千 曲 市 地 域 公 共 交 通 会 議		

事業者	しなの鉄道㈱	代表取締役専務	
-----	--------	---------	--

しなの鉄道活性化協議会 スケジュール等

1 スケジュール

年 度	協 議 会	国土交通省
H20	<p>協議会設立 (2月中旬)</p> <p>・規約・予算案、計画策定調査内容審議</p> <p>総合連携計画策定調査事業の公募・申請 (3月)</p>	
H21	<p>調査委託(4月)</p> <p>↓</p> <p>調査報告(8月)</p> <p>総合連携計画策定作業(5月)</p> <p>↓</p> <p>・協議会開催(5.8.10月) ・パブリックコメント(9月)</p> <p>総合連携計画策定(10月)</p> <p>・協議会開催(2月)</p> <p>総合事業計画策定(2月)</p> <p>活性化・再生総合事業計画の公募・申請 (3月)</p>	<p>認定</p>
H22～26	<p>総合連携計画 H22～26 年度</p> <p>総合事業計画実施(補助事業)H22～24 年度</p>	<p>認定</p>

2 総合連携計画策定調査事業の概要

(1) 調査内容

- ア 輸送人員増のための増便に係る需要予測を踏まえた実施可能性調査
- イ 商工団体等によるイベント車両借上げに係る費用対効果の測定
- ウ その他（協議会の意見を踏まえて追加）

※ 現状分析と問題点の把握、増客策・増収策検討及び実証運行並びに各種調査の実施